

答 申 書

香芝市長 福岡憲宏 様

香芝市情報公開・個人情報保護審査会
会長 金谷重樹

令和 5 年 3 月 2 9 日付け香社福第〇〇〇号で諮問のありました事案について、下記のとおり答申します。

記

審査会の結論

香芝市長が、審査請求人に対し、令和 5 年 2 月 2 日付け香社福第〇〇〇号でした行政文書の部分開示決定のうち、自治会長印の印影を不開示とした部分は取り消し、その余の部分については本件審査請求を棄却すべきである。

理 由

第 1 審査請求の趣旨

香芝市長が、審査請求人に対し、令和 5 年 2 月 2 日付け香社福第〇〇〇号でした処分を取り消す。

第 2 事案の概要

1 経緯

本件は、審査請求人が、香芝市長（以下「市長」という。）に対し、香芝市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づいて、「2022（令和 4）年 1 2 月 1 日付就任の民生委員・児童委員及び主任児童委員の推薦書すべて」（以下「本件行政文書」という。）の開示を請求したところ、市長が、本件行政文書に記録されている情報の一部について不開示とする決定（以下「本件処分」という。）をしたので、審査請求人が、行政不服審査法に基づき、本件処分のうち不開示とした部分の取消しを求めるものである。

2 前提事実等

(1) 本件行政文書

本件行政文書は、民生委員法及び児童福祉法に基づいて香芝市に置かれる民生委員・児童委員及び主任児童委員の候補者を香芝市民生委員推薦会委員長へ推薦するために作成された書面であり、推薦された候補者の氏名等が記録されている。

(2) 条例

条例第7条柱書は、「実施機関は、開示の請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない」と定め、その第1号は、本文で、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。」と規定し、ただし書きのイ、ロ及びハでそれぞれ「法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員……【省略】……地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員……【省略】……をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」を掲げている。また、同条第3号は、「実施機関の内部若しくは相互間又は実施機関と国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体、地方独立行政法人その他の公共団体（以下「国等」という。）との間における審議、検討、協議等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

(3) 市長が不開示とした推薦書に記録されている情報

- ア 各候補者の住所の番地、生年月日及び職業
- イ 各候補者の氏名のうち一部の者の氏名
- ウ 候補者を推薦した者のうち自治会長を除く者の肩書、氏名及び印影
- エ 自治会長印の印影

(4) 市長が不開示とした理由

- ア 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるため（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）、条例第7条第1号が定める不開示情報に該当する。
- イ 審議、検討、協議等に関する情報であって公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、条例第7条第3号が定める不開示情報に該当する。

第3 争点及びこれに対する当事者の主張の要旨

1 争点

市長が不開示とした情報は、条例の定める不開示情報に該当するかどうか。

2 争点に対する当事者の主張の要旨

- (1) 各候補者の住所の番地、生年月日及び職業について
(市長)

民生委員・児童委員として選任され氏名等が公になった者のみ、住所の一部を開示した。

- (2) 各候補者の氏名のうち一部の者の氏名について
(市長)

民生委員児童委員として選任され氏名等が公になった者のみ、氏名を開示した。

- (3) 候補者を推薦した者のうち自治会長を除く者の肩書、氏名及び印影について
(市長)

ア 推薦者は公の職務ではなく、その氏名は個人に関する情報そのものである。

イ 推薦者の氏名を公にすると、推薦した事実が公開されることを通常望まない推薦者一般に対して、自らの意図に反してそれらが公開されるとの印象を与えることとなるおそれがあり、推

薦行為の萎縮等の結果、推薦者の協力に依存している民生委員・児童委員の選任において、現在又は将来、推薦者の協力を得られなくなり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えたことから、部分的に開示していない。

ウ 自治会長がその地域における民生委員児童委員を推薦することは、周知の事実として市内に広く知れ渡っている事柄であるから、推薦者が自治会長である場合は氏名を開示した限りである。

(審査請求人)

ア 推薦者名が開示されている場合とされていない場合の推薦書の様式に違いはなく、推薦手続きも同じである。一部の候補者・推薦者のみ条例第7条第3号に該当するとの理由は成り立ちません。

イ 市長は不開示のよりどころとして「公開を通常望まない推薦者」と述べているが、何をもって「通常」とするのかその説明が無い。また、推薦行為には当然、責任が伴い、推薦会委員はその責任を納得の上で委員を引き受けているのであり、「萎縮」という考え方は適さない。「推薦者の協力を得られなくなり」との説明も成り立ちにくい。民生委員候補者の選出は慣例として自治会長に依頼しており、本件のような推薦会委員による推薦は異例。今後も、地域の事情に通じた自治会長による候補者選出が継続すると考えられる。推薦会委員に候補者推薦の割り当てがあるわけではなく、役割としては自治会長選出の候補者が適当であるかどうかを審査する立場。よって推薦者を明らかにすることが「当該事務の適正な遂行に支障を及ぼす」との主張には理由がない。

(4) 自治会長印の印影について

(市長)

条例第7条第1号及び第3号が定める不開示情報に該当する。

第4 当審査会の判断

1 各候補者の住所の番地、生年月日及び職業について

(1) 市長は、各候補者の住所につき、番地のみを不開示とし、その余については開示しているから、番地を開示すると各候補者の住所を全部開示する結果となる。各候補者の住所は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできな

いが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるから、条例第7条第1号本文に定める不開示情報である。

- (2) 各候補者の生年月日及び職業は個人に関する情報であって、とりわけ番地を除く住所が開示されている本件においては、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるから、条例第7条第1号本文に定める不開示情報である。なお、各候補者の住所、生年月日及び職業は条例第7条第1号ただし書きのイないしハに定める情報のいずれにもあたらない。

2 各候補者の氏名のうち一部の者の氏名について

- (1) 市長が氏名を不開示とした候補者は、民生委員・児童委員及び主任児童委員への就任を辞退した者である。
- (2) 民生委員・児童委員及び主任児童委員への就任を辞退した候補者の氏名は個人に関する情報であって、とりわけ番地を除く住所が開示されている本件においては、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるから条例第7条第1号本文に定める不開示情報である。なお、民生委員・児童委員及び主任児童委員への就任を辞退した各候補者の氏名は条例第7条第1号ただし書きのイないしハに定める情報のいずれにもあたらない。

3 候補者を推薦した者のうち自治会長を除く者の肩書、氏名及び印影について

本件行政文書である推薦書は45枚あり、それぞれの推薦書には推薦者の氏名及び肩書が記録されている。45枚の推薦書のうち44枚に記録されている推薦者の肩書は自治会長であり、氏名は当該自治会長のそれである。そして、その余の1枚に記録されている推薦者の氏名と肩書は個人の氏名とその所属又は社会的立場であり、また同推薦書に記録されている印影は当該個人の氏を示した印影である。なお、香芝市民生委員推薦会へ民生委員等の候補者を推薦できる者の資格については、民生委員法及び奈良県民生委員・児童委員選任要領に何等の制限規定が置かれておらず、また香芝市においても制限規定を定めていないこと、そして奈良県民生委員・児童

委員選任要領が「候補者を選任するに当たっては……【略】……多方面から幅広く推薦を得るなど、人材の確保に努めること。」と規定していること（第3の3項）に照らせば、何人も民生委員・児童委員及び主任児童委員の候補者を香芝市民生委員推薦会へ推薦することができるかと解される。上記1枚の推薦書に記録されている推薦者の氏名及び肩書並びに当該推薦者の氏を示した印影は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるから条例第7条第1号本文に定める不開示情報である。なお、当該推薦者の氏名及び肩書並びに当該推薦者の氏を示した印影は条例第7条第1号ただし書きのイないしハに定める情報のいずれにもあたらない。

4 自治会長印の印影について

候補者を推薦した自治会長の公印の印影について、市長は、条例第7条第1号及び第3号が定める不開示情報に該当すると主張する。しかしながら、自治会長印の印影が条例第7条第1号の定める個人に関する情報にあたらないことは明らかであり、また当該印影が開示されることによって、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとは認められないから同条第3号の定める情報にあたると解することもできない。以上のとおりであるから当審査会は審査会の結論のとおり答申する。